

新庁舎の規模について（案）

1 前提条件

〔新庁舎に配置する部局〕

現在の 5 庁舎（本庁舎、南庁舎、西別館、北別館、明德庁舎）に配置されている部局
岐阜市上下水道料金センター
健康部の一部（健康政策課、スマートウェルネス推進課、健康増進課）

〔想定職員数等〕

市議会議員数 41 人
配置職員数 1,604 人（平成 25 年 4 月現在、嘱託職員含む）

〔想定人口〕

市人口 404,000 人

2 適正規模

約 41,000 m²

<算定根拠>

総務省地方債査定基準による面積算定での適正規模 → 約 41,000 m²
最近の建設事例による面積算定での適正規模 → 39,000～51,000 m²程度

3 規模算定に影響がある事項の検討

（1）余裕面積の確保の必要性

地方債査定基準は、庁舎の標準面積等を算定するために運用されていた基準ですが、第 4 回の本委員会において、規模を算定するにあたり、「余裕」が必要ではないか、とする趣旨のご指摘を複数いただきました。また市民アンケートにおいて、食堂、売店のほか自習室、キッズスペースなど利便施設の充実を求める自由意見が多数寄せられました。

そのため、標準的な面積に対して、様々な需要に応えるため面積の上乗せが必要かどうかについて、以下で検討します。

規模に限らず、市庁舎建設にあたっては様々な視点での要望があります。市民アンケートにおいても、コストダウンや無駄の排除を求める意見がある一方で、外観の風格やシンボル性を求める意見があり、またセキュリティ強化を求める意見の一方で、気軽に立ち寄れることを望む意見があります。多様な要望

のバランスを取り、両立できる方法を考えなければなりません。

庁舎規模の増減は、建設事業費の増減に直結することから、無駄の排除、効率的・多用途な空間利用を徹底します。例えば、待合スペースなど市民の利用に供する場所の面積を十分に確保する一方で、事務室の効率的なレイアウトにより面積の縮減に努め、限られた規模の中から「余裕」を生み出します。この「余裕」を有効活用することにより多様な需要に対応していきます。

→様々な工夫により「余裕」を生み出し、付加価値の高い施設とする

(2) 地域の身近な行政サービスのあり方、都市内分権の進展による影響

地域の住民に身近な事務所の窓口サービスのあり方については、今後、想定されるICTを活用したサービス形態の変化やコンビニエンスストアにおける各種証明書の交付などを踏まえ、検討していく必要があると考えております。

また、都市内分権の推進にあたっては、現在の窓口業務に加え、現在の本庁舎の機能全般についての分権ではなく、地域の個性や特色を生かしたまちづくり、人づくりを進めるための支援機能について検討を進めることが最も重要であると考えております。

一方、市民の皆様の生活形態や価値観は、超高齢化社会の到来などを踏まえ、ますます多様化、高度化、複雑化していくものと考えられ、それに伴い、医療や介護、子育てなどに対する市民ニーズは増大していくものと考えられ、地方分権の進展等を勘案すれば、本庁舎が果たすべき機能は、行政サービスの向上を図るため、むしろ高まっていくものと考えております。

→地域の身近な行政サービスのあり方、都市内分権の進展は、市庁舎の規模に影響を与えない